

特記仕様書

事業年度：令和8年度

委託業務名：市道豊岡1号線無名橋橋梁修繕設計業務委託(道路メンテナンス)

委託箇所：南房総市富浦町南無谷地先

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、南房総市(以下、「甲」という)が委託する市道豊岡1号線無名橋橋梁修繕設計業務委託(道路メンテナンス)(以下、「本業務」という)に適用する。受託者(以下、「乙」という。)は、本特記仕様書のほか、関係法令及び通達等に準拠し、本業務を遂行しなければならない。

第2条 業務目的

本業務は、甲が管理する橋梁について、今後老朽化する道路橋の増大に対し、市の道路網の安全性・信頼性の確保並びに橋梁の長寿命化を推進するため、「無名橋」の修繕対策を目的とする。

修繕設計の実施について、現橋の損傷劣化の原因や進行状況等を把握し、補修設計に向けて必要な基礎データを収集し、円滑な修繕設計を実施する。これによって、適切な補修工法を選定し、効果的な維持管理に向けた修繕設計を行なうものである。

第3条 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、次のとおりとする。

1. 市道豊岡1号線 無名橋 南房総市富浦町南無谷地先

第4条 遵守する法令等

本業務は、本特記仕様書ならびに契約書によるほか、以下の法令に基づくものとする。

- 1 令和7年度版 設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（令和7年10月 千葉県県土整備部技術管理課）
- 2 道路橋示方書・同解説【令和7年改訂版、令和7年10月（社）日本道路協会】

- 3 道路橋の健全度に関する基礎的調査に関する研究―道路橋に関する基礎データ収集要領（案）（国交省国土技術政策総合研究所）
- 4 道路橋の定期点検に関する参考資料―道路橋の損傷事例写真集（国交省国土技術政策研究所）
- 5 コンクリート標準示方書【維持管理編】（令和5年3月 土木学会）
- 6 その他関係法令、規定及び通達

第5条 管理技術者及び照査技術者

本業務の実施にあたり、乙に在籍する以下のいずれかの資格を保有する管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、業務着手時に恒常的雇用関係を証明できる書類の写しを提出するものとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

- 1 技術士〔総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート）又は（道路）〕
- 2 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）又は（道路）〕
- 3 R C C M（鋼構造及びコンクリート）

第6条 報告の義務

乙は、業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて甲に報告書を提出するものとする。

第7条 提出書類

乙は、本業務実施にあたって以下の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

- 1 業務計画書
- 2 着手届
- 3 業務工程表
- 4 管理技術者及び照査技術者届

第8条 貸与条件

本業務実施にあたり、甲から貸与する資料は以下のとおりとする。

- 1 橋梁台帳
- 2 過年度定期点検業務委託報告書
- 3 橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託報告書

第9条 土地の立入り

乙は、他人の占有する土地に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者に了解を得るとともに、紛争が起こらないように十分注意しなければならない。

第10条 損害賠償

乙は、本業務期間中に第三者へ与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

第11条 官公庁への手続き

本業務に必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、乙において迅速に処理しなければならない。

第12条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲と乙が協議して定めるものとする。

第13条 秘密の保持

本業務で取扱う情報については、甲より貸与された資料及び情報を適正に管理しなければならない。

第14条 業務カルテ作成

乙は、契約時又は変更時において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、発注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し甲の確認を受けた上、受注時は契約後15日以内（土・日・祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内（土・日・祝日等を除く）に、完了時は業務完了後

15 日以内(土・日・祝日等を除く)に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行うものとする。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに甲に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 15 条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（令和 8 年 2 月、国土交通省）：（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【業務編】（令和 8 年 2 月、国土交通省）を参考にするものとする。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 16 条 完了

乙は、業務完了届とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。

第 17 条 契約不適合等

乙は、本業務完了後といえども乙の契約不適合等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに甲の必要と認める修正その他の必要な作業を乙の負担にて行うものとする。

第 18 条 成果品の帰属

本業務において作成した成果品は、甲に帰属するものとする。乙は、甲の許可なく複製や他に公表、貸与してはならないものとする。

第 19 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

第 2 章 業務内容

第 20 条 業務概要

- 1 設計計画
- 2 現橋調査及び寸法計測
- 3 橋梁補修設計
- 4 報告書作成
- 5 設計協議

第 21 条 設計計画

本業務を実施するにあたり、関係資料を収集した上で業務全体の調査、設計を計画するとともに、現地踏査により現地状況を把握のうえ、現地調査の順序及び方法、仮設備計画、実施体制、工程、安全管理体制等について計画をし、業務実施計画書として取りまとめ、甲に提出するものとする。

第 22 条 現橋調査及び寸法計測

現地調査により以下の項目について把握し、補修設計の資料とする。

1 損傷箇所・損傷範囲の確認

調査対象橋梁について、既往点検資料を基本としつつ補修設計の対象となる損傷箇所・損傷範囲を確認する。既往点検資料に記載されていない損傷が発見された場合には、その取扱いを甲と協議のうえ決定する。

2 形状寸法測定

補修設計に必要な各部の形状寸法について既存図書等で不明な箇所については計測可能な範囲で形状寸法を測定するものとする。また、橋長、幅員等の基本寸についても既存図書の数値確認のため計測するものとする。補修設計で必要と判断される場合(鉄筋アンカーが必要な場合等)には発注者と協議を行いコンクリート表面

から電磁波レーダーにて既設鉄筋探査等を行い、内部の鉄筋位置を把握のうえ補修設計に反映させるものとする。

第 23 条 補修設計

対象となる橋梁について補修設計を行う。

1 補修工法の選定

補修工法選定について、構造特性、施工性、経済性、維持管理など総合的な観点から課題を整理し、設計する比較案 3 案程度の選定を行い、その比較案に対して、環境との整合等の事項を標準として技術的検討を行う。

また、補修工法選定を検討するにあたり最新技術の活用促進及び最新技術を活用する産業として担い手確保等に資するため、新技術活用の有無を検討し比較案を作成したうえで発注者と協議を行い補修工法案の検討を行うこと。

2 工事発注資料の作成

比較選定した工法を基に、工事発注に必要となる設計図及び数量計算を行う。なお、設計が必要な補修部材については設計計算を行うものとする。

3 施工計画

比較案より選定した工法を基に、補修工事を実施するために必要な計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、工事費積算に必要な計画を記載した施工計画の作成を行う。なお、施工計画には設計と不可分な施工上の留意点についてとりまとめを行い記載する。

4 概算工事費の算定

算出した数量を基に概算工事費の算定を行う。

5 報告書作成

補修設計一式を報告書として取りまとめる。

第 24 条 打合せ

打合せは基本を当初（1 回）、中間（1 回）、成果品納品時（1 回）の 3 回とし、その他必要に応じて適宜行うものとする。乙は協議終了後には速やかに打合せ協議簿を作成して甲に提出し、甲の承認を得たうえで甲乙両者にて保管するものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

第 25 条 成果物の提出

本業務の成果は、以下のものを提出する。

- 1 報告書・設計図（A4 版製本） 1 部
- 2 電子データ（CD-R または DVD-R） 2 部
- 3 その他監督員が指示した資料

第 26 条 データ等

本業務で使用するデータは、報告書は E X C E L 形式または W O R D 形式とする。
また図面は P 21 形式とする。